

建物清掃業務委託の入札参加資格要件について（お知らせ）

1 県知事登録を入札参加要件として設定する業務

建物清掃業務について、より一層の適正な履行を確保するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定されている県知事登録（「建築物清掃業（同法第12条の2第1項第1号）」又は「建築物環境衛生総合管理業（同法第12条の2第1項第8号）」）を入札参加要件とする業務を段階的に拡大します。

県知事登録を入札参加要件とする業務

平成27年4月1日以降に 公告する建物清掃業務	平成28年4月1日以降に 公告する建物清掃業務
床日常清掃面積500㎡以上	競争入札全案件（※）を除く

※多数の市民が日常的に使用（利用）する施設に該当しない施設及び公園便所

2 資格者の試験日程等について

県知事登録の際、必要となる資格者の試験日程等につきましては、下記ホームページをご参照ください。

[公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター](#)

[公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会](#)

3 県知事登録の申請については、[長崎県ホームページ（申請書ダウンロードサービス）](#)より申請書をダウンロードし、長崎市生活衛生課へご提出ください。

問合わせ先 契約検査課物品契約係 電話 095-829-1277